

# 「第4次山形県DV被害者支援基本計画」(案)の概要

資料4-1 令和3年2月17日  
子育て若者応援部



<計画の位置づけ> 配偶者暴力防止法、第4次山形県総合発展計画、山形県男女共同参画計画  
<計画期間> 令和3年度～7年度までの5年間

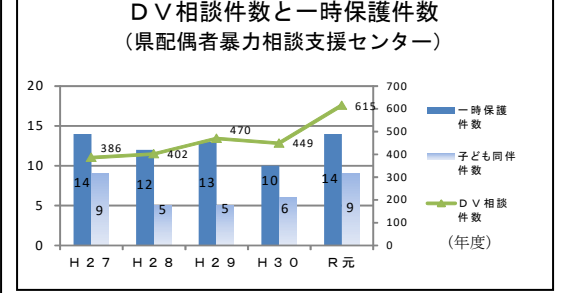
## 現状と課題

**1 DVに対する県民の意識**

◆「DV」の認知度は84.9%、「デートDV」の認知度は67.2%となっており、DVを許さない社会づくりを促進するため、DV予防の啓発や人権尊重の意識を高める教育を行う必要。

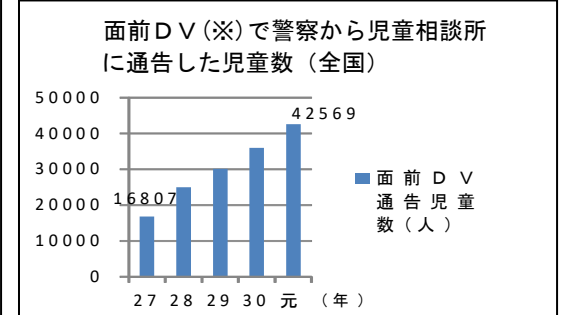
◆DVの被害体験のある人のうち、「配暴センター・市町村に相談した」人の割合は4.8%にとどまっていることから、被害者が安心して、早期に相談できるよう、SNS等相談しやすい相談窓口を整備するとともに相談窓口の周知を強化する必要。

## 2 DV相談・被害者の保護の状況



◆令和元年度のDV相談件数(615件)が、前年度比37%増と大きく増加しており、相談から自立支援に至るまで、当事者本位の寄り添ったきめ細かな支援を実施するため、女性の保護事業の積極的な活用を図るとともに、市町村における計画的なDV支援体制の整備を支援する必要。

◆DV被害者の多岐にわたる複雑な問題に対応するため、国、市町村、関係機関・団体・NPO等との連携を強化する必要。



◆面前DVで警察から児童相談所に通告した児童数は、全国的に増加しており、DV被害者と子どもを適切に保護するため、DV対策と児童虐待防止対策との連携を強化する必要。

## 新計画の体系

基本の柱	施策の方向	今後の方策(主なもの)	取組み概要(主なもの)
I DVを許さない社会づくり	1 DVを許さない県民意識の醸成	○DVに関する周知・啓発等の実施	○DV啓発リーフレットを配布。パープルリボン運動を展開。
	2 若年層に対するDV予防の啓発及び教育の推進	○若年層における交際相手からの暴力(「デートDV」)防止のための啓発の推進(SNS等を活用した若年層への啓発) ○子ども達を被害者にも加害者にも傍観者にもしない教育の充実	○SNS等を活用した啓発やデートDV防止出前講座を実施。 ○教育機関と連携し、人権教育や「いのち」の教育を推進。
	3 加害者対策の推進	○加害者を生まないための予防啓発の推進	○医療機関や専門機関・民間団体と連携した加害者支援。
II 安心して相談できる環境の充実	4 早期相談のための相談窓口の周知	○身近な市町村における相談窓口の周知 ○災害時や感染症拡大時における迅速な相談窓口の周知	○市町村と連携し、住民に身近な場所で、地域に密着した相談窓口を周知。 ○平時から備えをした上で、災害時には避難所等へ迅速に相談窓口を周知。
	5 早期発見のための関係機関の連携強化	○各関係機関へDVに関する周知・啓発等を実施し、早期発見を働きかけ	○被害者を発見しやすい医療関係者や福祉関係者等と連携を強化。
	6 相談者の立場に立った相談体制の充実	○配偶者暴力相談支援センターの機能強化 ○各種相談機関による相談窓口の設置及び連携強化 ○性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターによる総合的・専門的支援の実施。「#8891(はやくワンストップ)」の周知。 ○高齢者、障がい者、外国人等の相談者への配慮 ○SNSを活用した相談窓口の整備	○配偶者暴力相談支援センターは、専門的な支援が必要な事案に対応するとともに、市町村等地域の相談窓口に対する助言・指導を充実。 ○「やまがた性暴力被害者サポートセンター(べにサポやまがた)」と積極的に連携し、効果的な被害者支援を実施。 ○外国人や障がい者の被害者について、言語やコミュニケーション手段が相談の壁とならないよう、各関係機関と連携し、通訳を確保するなど対応。
III 迅速かつ安全に被害者を保護する体制の充実	7 迅速で安全な保護体制の充実	○緊急保護体制の充実 ○県域を越えた広域的な連携の推進	○24時間体制で被害者の受入れに応じる一時保護体制を継続。 ○県域を越える避難や保護が円滑に行えるよう、他県との連携を強化。
	8 被害者の人権に配慮した一時保護体制の充実	○きめ細かな相談・支援の実施 ○一時保護委託先の拡充を検討	○一時保護所の安全を確保するとともに、入所者の将来の不安等に寄り添いながら、退所後もきめ細かに支援を実施。 ○民間団体の動向を踏まえながら、一時保護委託先の拡充を検討
	9 保護命令に関する支援	○保護命令に対する適切な対応	○保護命令が発せられた場合、警察等と連携し、被害者の安全を確保。
IV 被害者の自立を促進する支援の充実	10 住居の確保に向けた支援	○公営住宅の優先入居実施等の入居対策 ○母子生活支援施設による支援強化	○公営住宅入居の優遇措置や、民間住宅の情報提供等を実施。 ○母子生活支援施設を積極的に活用し、母子の心身の健康の回復や自立に向けた支援及び退所後の支援を実施。
	11 就業に向けた支援	○被害者への就業支援の充実 ○DV被害者を含む母子家庭(ひとり親)への経済的支援及び職業能力開発支援制度の周知・活用	○就職に関する情報提供や関係機関への同行支援など積極的に支援。 ○ひとり親家庭応援センター等と連携しながら、ひとり親家庭支援制度を積極的に情報提供、活用し、被害者の自立を支援。
	12 被害者の立場に立った生活支援	○生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の周知と利用のための支援 ○公的サービス、各種手続きの円滑な利用のための支援 ○法律相談及び民事法律扶助制度等の周知と利用のための支援	○福祉事務所や社会福祉協議会と連携し、生活に困窮する被害者を支援。 ○市町村や関係機関における対応窓口のワンストップ化を促進するとともに、各種手続きや法律相談への同行支援を実施。
V DV被害者の子どもを守る体制の強化	13 こころの回復支援	○被害者のメンタルヘルスケアの実施	○被害者の意向を尊重し、配偶者暴力相談支援センター等において心のケアを実施。
	14 児童虐待から子どもを守る体制強化	○児童相談所・警察・市町村等と連携した虐待防止・対応 ○市町村要保護児童対策地域協議会を活用した連携・支援	○子どものいる家庭でのDV事案について、子どもの安全を最優先に対応するとともに、市町村要保護児童対策地域協議会に女性相談員等の参加を促し、DV対応と児童虐待対応との連携を強化。
VI 市町村・関係機関との連携の強化	15 DV被害者の子どもの支援	○子どもの心理的ケアや学習支援	○児童相談所と連携し、子どもの心理的ケアや学習支援を実施。
	16 市町村との連携によるDV対策の強化	○市町村における支援体制づくりの推進 ○市町村基本計画の策定支援	○県が基本計画の策定について市町村に助言するとともに、配偶者暴力相談支援センターが、市町村に専門的助言を行い、支援体制づくりを推進。
	17 関係機関との連携によるDV対策の強化	○関係機関の顔が見えるネットワークづくり ○NPO等民間団体との連携と協働	○各総合支庁において地域DV被害者支援連絡協議会を開催し、関係機関のネットワークづくりを行うとともに、NPO等民間支援団体と積極的に連携を図り、きめ細かな被害者支援を実施。

※赤字は重点項目

基本目標

男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会の実現